

「前文」「第1章 総則」の評価

「前文」及び「第1章 総則」の事前評価、また、条例全体に関するご意見などにつきまして、「評価・検討シート」のご提出をいただき、誠にありがとうございました。

ご提出いただきましたご意見等は、内容が多岐にわたっておりましたが、

- ①自治基本条例の意義やあり方について
- ②「前文」及び「第1章 総則」について
- ③市民討議会の進行、評価・検討のあり方等について

の三つに大きく分類し、下記のとおりまとめさせていただきました。

なお、記載したご意見等は、原則として原文のままとし、討議員のお名前は表記しないことといたしました。

また、「参考」の欄には、条例案の策定時に議論された内容、事務局に対する意見についての事務局の考え方などについて記述しました。

①自治基本条例の意義やあり方について

討議員からのご意見	参 考	第2回市民討議会での討議内容
自治基本条例は、小諸市に暮らす人たちが、それぞれの役割の中で、一緒に「小諸市」を創っていくための”決まり”。 計画を立てただけにしないためには、まだまだ議論が必要だし、どうやって浸透させていくかは、とても難しい現状がある。 ひとりひとりの生活や活動が「まちづくり」につながっているという意識を持つだけでも違うと思う。どうやってその意識を持ってもらえるのか。 市の職員が、どれだけ本気で、この条例を理解し、それに基づいて行動、実践しようとしているか。（していたか。） いきなり市民に望むのはムリ。まずは職員の地道な努力から。		
①自治→(暮らしやすい) 地域づくり→まちづくり、という手法は、既製の（大方に受けとられている）「まちづくり」のイメージとの重なる部分が障りになるように思う。 座長は、「まちづくり」をもっと大きなイメージで使いたいと言っていたが、大方の市民、住民は街並みや建物や商売、にぎわい作りなどの「まちづくり」イメージに落ちつくだろう。「地域づくり」ではどうしていけないのか？ ②条例の位置づけ この条例が最高規範であることの裏付けはあるのか（例えばこの条例が成立したことで、他の条例に影響したことがあったのかどうか。	小諸市自治基本条例においては、第3条で「まちづくり」と「自治」を次のように定義しています。 「まちづくり」は、「地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組み」をいい、市議会や市の執行機関が行う市政部分だけでなく、市民自らが行う公共的な活動も含めた広い定義としています。 一方、「自治」は、「自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行うこと」をいい、「自分たちの意思と責任に基づいて行うまちづくり」であるとしています。 ここでいう「まち」は、「農村部」に対する「町」や「街」ではなく、「私たちが暮らす地域」という意味で使用しています。 なお、第1回討議会において、アドバイザーから、『自治』は、ものの決め方や手続きといったプロセスの話。そのプロセスを経て実現したものが『まちづくり』そのものであり、『まちづくり』のプロセスが『自治』のかたちであるといえる」とのコメントがありました。 小諸市自治基本条例の第2条第1項で、小諸市自治基本条例が「自治に関する最高規範」とであると位置付けていますが、「逐条解説」にもあるとおり、法解釈上、条例同士には上下関係はありません。	

	このため、第2条第2項で「他の条例や規則等を制定、改廃する場合には、自治基本条例の趣旨を尊重し、自治基本条例との整合を図ること」を規定することにより、最高規範であることの位置付けを確保しています。 例えば、第21条第1項の規定を受けて、附属機関等を組織する場合には、原則として市民からの公募による委員を参加させるよう条例等の改正を行いました。	
自治＝まちづくりの表現に違和感を覚えます。 農村地帯で生まれ育った者として、まちと言えば小諸駅周辺をさす言葉、そして小諸市全体を見ても、大半は農村部である現状から農村社会で生活する市民は、自治＝まちづくりを自分達の事として、考えられないのではと思います。 条例は、立派なものが出来るほどに、そうしたものには余り多くの市民は関心を示さないのが常だと思う。 言葉、表現が固くなっちゃいけない。興味を持ってもらう為のアイディアや工夫、ユニークさなどが必要。 幅広い年代だからこそ、皆さんのアイディアと知恵を出し合い、興味をもってもらえる条例にしていく事が必要。	小諸市自治基本条例においては、第3条で「まちづくり」と「自治」を次のように定義しています。 「まちづくり」は、「地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組み」をいい、市議会や市の執行機関が行う市政部分だけでなく、市民自らが行う公共的な活動も含めた広い定義としています。 一方、「自治」は、「自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行うこと」をいい、「自分たちの意思と責任に基づいて行うまちづくり」であるとしています。 ここでいう「まち」は、「農村部」に対する「町」や「街」ではなく、「私たちが暮らす地域」という意味で使用しています。 なお、第1回討議会において、アドバイザーから、『自治』は、ものの決め方や手続きといったプロセスの話。そのプロセスを経て実現したものが『まちづくり』そのものであり、『まちづくり』のプロセスが『自治』のかたちであるといえる」とのコメントがありました。	
小諸市自治基本条例は、市民の1人として読んだ際、解説として（すべてに関してでなくともよいが）全体的に、何か具体例があればわかりやすいと思われます。 全体的に客観的、思想的に説明されているという印象が強く、何を何に対して説明しているのかをもう少し例を取り上げたり、説明する事で、市民に分かりやすくできるのではないのでしょうか。 具体例の案として、別冊を作るというのも1つではないかと考えてもみました。	自治基本条例の「逐条解説」を作成しており、その中で条文の趣旨や内容などについて解説していますが、十分な内容ではないと認識しています。具体例を織り交ぜた解説文にするなど、今後改善したいと考えています。	
「まちづくり」と書いてあるのを目にしたとたん、そこから何となく入って来れました。自治＝まちづくりと言い換えても良いと思います。簡単でわかりやすいです。 あと、この条例を市民が目にする場がどこにあるのか？と思いました。「自治基本条例」により、こんな事が出来ました。こんな事業の提案がされています。」というような記載がされる場面はあるのでしょうか？ 市民に浸透させるには、わかりやすく表示される機会も必要だと思います。	小諸市自治基本条例においては、第3条で「まちづくり」と「自治」を次のように定義しています。 「まちづくり」は、「地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組み」をいい、市議会や市の執行機関が行う市政部分だけでなく、市民自らが行う公共的な活動も含めた広い定義としています。 一方、「自治」は、「自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行うこと」をいい、「自分たちの意思と責任に基づいて行うまちづくり」であるとしています。 ここでいう「まち」は、「農村部」に対する「町」や「街」ではなく、「私たちが暮らす地域」という意味で使用しています。 なお、第1回討議会において、アドバイザーから、『自治』は、ものの決め方や手続きといったプロセスの話。そのプロセスを経て実現したものが『まちづくり』そのものであり、『まちづくり』のプロセスが『自治』のかたちであるといえる」とのコメントがありました。	

	平成 22 年 4 月に条例を施行しましたが、市民の中に浸透しているとは言えない状況です。条例の理念等が浸透し、自治の進展が図られるようにしていくことが、今後の大きな課題であると認識しています。 自治基本条例による成果については、審議会等の委員の公募、住民投票条例の制定など、必要に応じて広報などでお知らせしています。	
「小諸市自治基本条例」を推進して行くにあたって、「絵に描いた餅」とならないためにも実行計画書のプラン、プロセス等の具体的な取組み及び実施等についての施策項目が見受けられません。 もし、掲示されていないようでしたら、各セクションがそれぞれどのような取組みをし、住民に周知・徹底等の理解を得、各自実行する施策が、もっとも重要なポジションにあります。従って条例にて触れておく必要があると思います。	自治基本条例は、より良い小諸市を創っていくための基本理念やルールを定めたものであり、そのための具体的な施策や事業等は、自治基本条例第 18 条の「総合計画」やその他各種の個別計画の中で定めています。 なお、小諸市の総合計画においては、これまで「展開」や「評価」の仕組みが不十分であったことから、「計画～予算～執行～評価」を一連の流れとして運用する「トータルシステム」の構築に取り組んでおり、今後、運用等のプロセスを規則等で定めることを予定しています。	
自治基本条例が各戸配布されていますが、字が小さく分かりにくいとの声が聞かれます。討議会を機会に、もっと大きな字で分かりやすい条例として、市民に配布する必要があります。	小諸市自治基本条例制定時に、リーフレットを各戸に配布しましたが、ご指摘のとおり、文字が小さく、分かりにくいと認識していますので、今後改善いたします。	